

団体名	広島市	所属	雇用推進課	他団体等との連携	広島労働局
連絡先	(082)504-2244				

取組事例名	区役所での就労支援窓口の全区実施	取組期間	平成24年度～
--------------	------------------	-------------	---------

取組の概要 ～ 全ての区役所での生活困窮者を対象とした就労支援窓口の設置

生活保護受給者数の増加を背景として、生活困窮者の早期の就職による自立を目指すために、国が行う無料職業紹介等と市が行う福祉等に関する相談業務等を一体的に実施し、8区ある全ての区役所において、生活困窮者（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及びこれらの相談・申請段階にある者）を対象とした巡回又は常設による就労支援窓口を設置し、予約制でハローワーク職員による職業紹介や職業相談を実施する。

取組の背景 ～ 稼働能力のある生活保護受給者の増加

全国的生活保護受給者数は平成23年7月に過去最高を更新して以降、更に増加を続けており、本市においても同様の傾向を示している。また、本市の生活保護受給世帯を世帯類型別に見ると、近年、稼働能力のある者を多く含む、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯又は傷病者世帯のいずれにも属さない「その他の世帯」の増加が顕著となっている。

こうした中、社会保障制度改革推進法において生活保護制度の見直し等が求められており、また、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成25年1月25日）においても、「就労可能な被保護者については、保護開始直後から脱却まで、切れ目なく、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援することが必要」とされているところである。

取組のねらい ～ ハローワーク職員と福祉事務所職員による一体的な就労支援

就労支援窓口において、ハローワーク職員が持つ職業紹介及び職業相談等に関する知識やノウハウと、福祉事務所職員が持つ福祉施策及び福祉等の相談に関する知識やノウハウを共有し、支援対象者に対して早期に一体的な就労支援を行うとともに、必要に応じてハローワークにおいて職業訓練の受講あっせんを行い、就職による自立を目指す。

取組の具体的内容 ～ 各区の就労支援窓口の順次設置

平成24年7月19日に、南区及び佐伯区において、週2回ハローワーク職員が巡回して生活困窮者（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者）への支援を行う巡回による就労支援窓口を開設し、平成25年1月8日には、巡回型からハローワーク職員が常駐して支援を行う常設による就労支援窓口へと移行した。平成25年度からは、対象者を生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及びこれらの相談・申請段階にある者に拡大するとともに、6月には、実施場所を既存の2区から全区（8区）に拡大し、生活困窮者に対する就労支援のより一層の充実を図った。

就労支援窓口においては、区の就労支援員等が就労支援窓口の利用促進を行った上で、区及びハローワーク職員で構成する就労支援チームの初回面接及びケース会議により対象者を選定し、当該対象者に対し、ハローワークの職員が求人情報を活用して、職業相談・職業紹介業務等を実施した。

区名	巡回による就労支援窓口		常設による就労支援 窓口設置日
	設置日	巡回曜日	
中区	平成25年6月18日	毎週火、木曜日	—
東区	平成25年6月18日	毎週火、金曜日	—
南区	平成24年7月19日	毎週火、木曜日	平成25年1月8日
西区	平成25年6月18日	毎週火、木曜日	平成25年8月19日
安佐南区	平成25年6月18日	毎週火、木曜日	平成25年8月19日
安佐北区	平成25年6月20日	毎週木曜日	—
安芸区	平成25年6月20日	毎週木曜日	—
佐伯区	平成24年7月19日	毎週火、木曜日	平成25年1月8日

取組を進めていく中での課題・問題点 ～ ハローワークとの一体的実施に向けた協議や調整

本取組は、ハローワークとの一体的実施によるものであるため、就労支援窓口の運営に当たっては、本市と労働局、本市職員とハローワーク職員の間でしっかりと意思疎通やお互いの業務の理解を深めていくことが必要になる。

創意工夫した点 ～ 協議会の設置、ハローワーク職員への福祉施策に関する研修の実施

就労支援窓口の円滑な運営に資することを目的とし、「広島市と広島労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための運営協議会」を設置し、適宜協議を行っている。また、運営協議会の専門部会としてのワーキング・グループや、ハローワーク管轄区分に応じた分科会を併せて設置し、就労支援窓口に関するより実務的な事項を適宜協議することとしている。

また、ハローワーク職員が市の福祉施策の理解を深めることを目的として労働局が実施する、区役所に配置したハローワーク職員（就職支援ナビゲーター）を対象とした新任研修の場に、市の生活保護担当の職員を講師として派遣するなど、労働局との連携の下、就労支援窓口における支援の質の向上を図っている。

取組の成果（効果） ～ 就労支援窓口利用者の就職決定、利便性の向上

ハローワーク職員と福祉事務所職員が持つそれぞれの知識やノウハウを共有し、早期に一体的な就労支援を行ったことにより、平成24年度の就労支援窓口の実績（南区及び佐伯区）は、窓口利用者が174人であり、うち52人が就職決定に結びついた。

また、全区役所での就労支援窓口の設置により、市民にとってより身近な場所で、福祉施策と一体となった職業紹介や職業相談が受けられることが可能となり、管轄のハローワークまでの距離が遠く不便であった一部の区の住民にとっては、就労支援窓口の設置により、利便性が大いに向上した。

今後の展開 ～ 就労支援窓口の巡回型から常設型への移行

南区及び佐伯区の2区において常設による就労支援窓口を設置し、平成25年6月に、他の6区（中区、東区、西区、安佐南区、安芸区、安佐北区）に巡回による就労支援窓口を設置した。うち、西区及び安佐南区については、平成25年8月に巡回による就労支援窓口を常設型に移行した。

今後、全区における就労支援窓口の設置に係る効果及び課題を検証し、巡回型による4区での就労支援窓口を常設型に移行することについて、広島労働局と協議の上、検討していきたい。

他団体へのアドバイス ～ 住民本位の視点からのスピード感を持った課題の解決

ハローワーク業務については、平成22年12月に閣議決定された、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により出先機関改革を進めるという、政府の「アクション・プラン～国の出先機関の原則廃止に向けて～」において、一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を十分に検証した上で権限移譲について検討することとされているが、昨今の政治状況を見ると、権限移譲のための法律改正は容易には行い難いものと見込まれる。

しかしながら、現下の本市の生活困窮者への対応については、市民への支援の拡大という視点に立つて、よりスピード感を持って取り組んでいくことが喫緊の課題であると考え、法律改正によらず、現行法令、予算等に準拠しながら実効性のある取組を実施するため、平成25年1月に厚生労働大臣と広島市雇用対策協定を締結することで、全区役所への就労支援窓口の設置が実現することとなった。

法律改正によらずとも、協定等を締結して市と国等の役割分担の下に連携を密にして取り組むなど、まずは運用面での工夫を行うことにより課題に対応するという手法は、他の分野においても、住民本位の視点からスピード感を持って課題を解決する上で有効であると考えられる。